

第 5939 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月18日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 接待飲食費の50%損金算入制度

Q：接待飲食費の50%相当額が損金算入できる制度があるそうですが、どのような内容なのですか？

A：一定の事項の記載がされた書類の保存がある飲食費等の額の50%相当額を損金に算入できるという制度です。

【解説】

法人税では、これまで、交際費等は冗費的な支出が多いことから、原則として損金不算入とされてきましたが、消費税率の引き上げ時に消費が落ち込まないようにと制度が大幅に緩和され、接待飲食費のうち50%相当額については、損金に算入できるとされました。

なお、期末資本金が1億円以下の中小法人については、この接待飲食費の50%相当額と支出した交際費等のうち年800万円までの金額のいずれか有利な金額を損金に算入することができることとなっています。

この取扱いは、平成30年度の税制改正で2年間延長され、平成32年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。

接待飲食費とは、交際費等のうちの飲食費で帳簿書類に①飲食等のあった年月日、②飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名及びその関係、③費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地、④その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項が記載されているものをいいます。

